令和７年度　第２回

焼津市国民健康保険運営協議会

会　議　録

日時　令和８年１月 28 日(水)
　　午後１時 28 分～午後２時 00 分
場所　市役所本庁舎第２委員会室

令和７年度　第２回 焼津市国民健康保険運営協議会　会議録

次第

１　開会

２　議事

(1)　子ども・子育て支援金課税額の税率について

(2)　焼津市国民健康保険税の課税限度額の改正について

３　閉会

出席委員

被保険者代表

池谷均、田中徳秀、服部敬子

保険医又は保険薬剤師代表

山下えり子、神戸良夫、亀山八郎、栗本高康

公益代表

村松文次、近藤隆久、吉田敬、鈴木みき子

被用者保険等代表

海野陽之

事務局出席者

増井健康福祉部長

川村国保年金課長、秋山給付担当係長、仁科保険担当係長

八木健康づくり課長

前川納税促進課長

内容

川村課長　　定刻前ですが、ただいまから、令和７年度第２回焼津市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。私は、本日司会を務めさせていただきます国保年金課長の川村と申します。よろしくお願いします。
それでは、開会にあたり健康福祉部長よりご挨拶をさせていただきます。

増井部長　　【部長挨拶】

川村課長　　それでは、ただいまから、令和７年度第２回焼津市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。ここで、本日の出席者数を事務局より報告します。

事務局　　本日の出席者は、被保険者代表３名，保険医又は保険薬剤師代表４名，公益代表４名、被用者保険等代表１名　以上合計 12 名ですので、焼津市国民健康保険条例第２条の規定による委員定数の過半数に達しており、かつ、それぞれの代表区分ごとに１名以上の委員が出席しております。したがいまして、本会は焼津市国民健康保険運営協議会規則第６条により成立しております。
なお、委員の皆様には、本会議の会議録につきまして、市のホームページに掲載させていただきますことをご了承願います。
会議に先立ち、皆様にお渡ししてある資料の確認をお願いいたします。

【資料確認】※諮問書の写しは当日配布

なお、諮問事項の内容につきましては、後ほど、議題の中で事務局より説明させていただきます。

川村課長　　それでは、焼津市国民健康保険運営協議会規則第３条の規定により、ここからの進行を村松会長にお願いします。

【会長挨拶】

議長　　それでは、改めまして、ここからの会議の進行をさせていただきます。

まず、本日の署名人を指名させていただきます。会議録署名人ですが、焼津市国民健康保険運営協議会規則第８条の規定により、議長が指名をすることになっておりますので、私から指名させていただきます。会議録署名人は、田中徳秀委員、栗本高康委員の２人にお願いいたします。

それでは、これより議事に移ります。

議長　　(1)「子ども・子育て支援納付金課税額の税率について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　（今回諮問した　(1)「子ども・子育て支援納付金課税額の税率について」説明）

※子ども・子育て支援納付金の税率（所得割額、均等割額）の案については市町村標準保険料率を参酌して検討したことを説明したほか、静岡県の情報提供により課税限度額は３万円となるため、本市においても３万円としたい旨を併せて説明した。

議長　　ただいま事務局からの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

（質疑応答なし）

それでは、特に無いようでございますので、この件につきまして、採決を取らせていただきたいと思います。

「子ども・子育て支援納付金課税額の税率について」賛成の方、
挙手をお願いいたします。

挙手総員ということでございます。

事務局の説明のとおり、子ども・子育て支援納付金が税額の税率を0.27%、均等割額を 1,700 円、課税限度額を 30,000 円とすることが適当であることを答申したいと思います。

それでは次に移ります。

(2)「焼津市国民健康保険税の課税限度額の改正について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　（今回諮問した　(2)「焼津市国民健康保険税の課税限度額の改正について」説明）

議長　　ただいま事務局からの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

（質疑応答なし）

それでは、特に無いようでございますので、この件につきましても、採決を取らせていただきたいと思います。

議長　「焼津市国民健康保険税の課税限度額の改正について」賛成の方、挙手をお願いいたします。

挙手総員ということでございます。

事務局の説明のとおり、基礎課税額分の課税限度額を 65 万円から 66 万円、後期高齢者支援金等分の課税限度額を 24 万円から 26 万円とします。これにより、課税額の合計は３万円増額し、109 万円に改正することが適当であることを答申したいと思います。

本来であれば、ここでお時間いただきまして、答申の取りまとめ等、皆様のご確認をいただくところでございますが、時間の都合もございますので、答申書の作成につきましては、私に一任させていただきたいと思います。

それでは、答申の流れにつきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局　皆様に本日審議していただきました内容につきまして、この後、答申として取りまとめまして、会長から市長へ答申書をお渡ししていただくことになります。答申書の引き渡しは２月３日を予定しておりますが、委員の皆様には、後日事務局より答申書の写しを送付させていただく予定です。以上になります。

議長　それでは、本日の全ての議題が終了しましたが、改めまして、全体を通して何かご質問ご意見ございますか。

（質問・意見なし）

それでは、私の方から一言、総選挙も始まりまして、まさにその中で所得の増額等と言うのが我々産業界では一つの大きな課題ということですが、それと同時に、やはり中小企業においては中々それがないのが現状であります。やはり物価上昇に合わせた所得で生活の豊かさを少しでも感じるということで、今全ての党で社会保険料に関わる改正について色々意見が出ております。ですので、今回ご審議いただいた制度を通じた改正になろうかと思っております。また、次回ですね、抜本的なものがあれば皆様にも

ご意見をいただく機会があるかと思っております。

これをもちまして、議事は全て終了しました。本日は皆様のご協力によりまして、速やかに進みましてありがとうございました。

議長　　以上で、第２回焼津市国民健康保険運営協議会を終了したいと思います。

＜閉会＞